

(3頁から) 今回の蒸気漏れ事故は無理な運転延長が経済的ではないことも示しています。

「想定外」は、言い訳にならない

今回の事件で幸いだったのは、高さ5メートルの蒸気噴出が、「配管破断」へ至る前に手動停止できたことです。間に合わなければ、建屋内の電気系統や重要機器に影響が及び、より重大な設備損傷へ発展していた可能性を否定できません。美浜3号機は、今こそ静かに引退させるべきなのです。50年間働き続けた機械に、これ以上の酷使を続けることは許されません。それは、この機械が立地する地

反原発自治体議員・市民連盟 第16回総会を開催

4月16日東京都生活協同組合連合会館で、反原発自治体議員・市民連盟第16回総会を開催しました。記念講演として、東海村村議会議員の阿部功志さん(写真)をお招きし、東海第2原発巡る地元の動きと、村議会の状況をお聞きしました。



高市政権は原発の再稼働を急ぎ、さらに建て替えや新增設に向かって原発推進をいっそう強めています。これに立ち向かう方針を相談し決定しました。

域に暮らす人々の命と未来を守るための、当然の決断です。

取り返しのつかない大惨事を止めよう

今回の事故は、「50年を超えた老朽機械を、だましだまし使い続けることの限界」を明確に示しています。最新の原発に比べ、老朽機は設計が古く、防護能力も物理的な頑健性も低下しています。

美浜3号機が発した今回の「蒸気の悲鳴」を無視して運転を継続することは、取り返しのつかない破滅への道を進むことだと言わざるを得ません。

注：たんぼぼ舎の山崎久隆さんの最新の文書を一部カットして掲載させていただきました。

3月11日第92回原電本店抗議 120名の人間の鎖で原電本社を包囲

3月11日午後4時45分から日本原電本店前で、「東海第二原発動かすなヒューマン・チェーン行動」が呼びかけられ、参加者120名で原電本社ビルのある建物をぐるりととり囲むことができました。集会では、東海第二差し止め訴訟原告団共同代表の大石光伸さんから、裁判で明らかになった東海第二原発の問題点をお聞きしました。連盟からは代表が要請書を読み上げ、原電に手渡しました。

下：関連写真



原発やめようニュース 反原発自治体議員・市民連盟

NO. 57 2026年6月

反原発自治体議員・市民連盟

共同代表 佐藤英行(岩内町議会議員)
福土敬子(元東京都議会議員)
武笠紀子(元松戸市議会議員)
野口英一郎(鹿児島市議会議員)

〒168-0072
東京都杉並区高井戸東3-36-14-301
TEL/FAX 03-3317-0356
郵便振替 00110-7-449067

7月12日-13日 第9回福島を忘れない交流会・現地視察を行います

2011年3月11日、福島第一原発事故から15年が経過しました。2012年、東京で開催した反原発自治体議員・市民連盟の総会に、菅野清一川俣町議会議員、菅野嘉明伊達市議会議員にご参加いただき、「福島の現状」をご報告いただきました。2013年からは、「福島を忘れない!全国シンポジウム」を福島市で開催し、福島のみなさまから被害の実態を学び、全国に伝えてきました。コロナ禍で中断を余儀なくされた後2024年に「第8回 福島を忘れない!全国シンポジウム」を再開することができました。

15年が経過し、反原発運動への参加者の減少や高齢化が著しく、これまでのようなシンポジウムの開催は困難になっています。今後は、希望者による個別の現地見学など工夫をしながら、福島を忘れることなく反原発運動を続けていきたいと考えています。

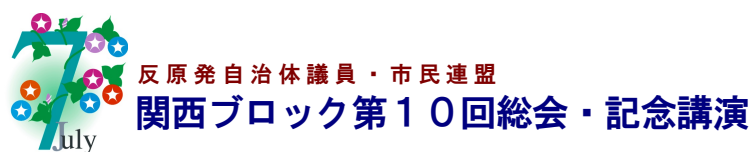
本年夏は、これまでシンポジウムにご参加いただいたみなさまや、現地の方々と交流の時間を持ちたいと企画しました。ぜひご参加ください。なお、参加される際の往復の交通手段は各自のご判断とし、主催者は宿泊(朝食のみ)および現地視察バスを用意します。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- 参加費：30,000円(交流会費飲食付き+宿泊朝食付+現地視察損害保険込み)定員になり次第締め切りとなります。
- 往復の交通については各自のご判断・負担です
- 締め切り：6月30日(振込確認でお申込となります。その後領収証を発送します。
- キャンセルについて：7月3日以降のキャンセルは返金できません。
- お振込先は、郵便振替:00110-7-449067 反原発自治体議員市民連盟 ※福島交流会とご記載下さい
- お問い合わせ：090-1542-8911(門間)・090-5497-4222(けしば)

●1日目 交流会：7月12日(日)14:00~16:00(13:30開場)
会場：ホテル福島グリーンパレス(福島駅すぐ)

●2日目 現地視察：7月13日(月)8:00出発(7:45集合)
ホテル福島グリーンパレス出発・被災した自治体を見学

行程 ホテル 8:00出発 → 飯館道の駅 9:00(トイレ休憩) → 飯館村役場(車窓見学) → 長泥地区(特定復興再生拠点区域・車窓見学) → 山木屋とんやの郷 10:30(トイレ休憩) → 浪江町津島地区(車窓見学) → なみえ道の駅 11:40(トイレ休憩) → 請戸漁港(車窓見学) → 請戸小学校 12:20(震災遺構 校内見学) → 福島県復興祈念公園 13:00(施設見学・トイレ休憩) → 原子力災害伝承館 13:30(施設見学・休憩) → 国道6号(車窓見学) → 四倉道の駅 15:30(昼食・休憩) → 四倉駅 16:30 全員下車・解散



とき・7月20日(月・休)
13:30総会 / 14:00記念講演会
ところ・茨木市立クリエイトセンター

講演・井戸謙一弁護士
提言・木原壮林元日本原子力研究所研究員
報告・全国各地の原発現地から

※会員以外の方も参加できます

日本原電は水戸地裁判決に従い、東海第二原発の再稼働を断念せよ

日本原電は水戸地裁判決に従え

2021年3月18日、水戸地方裁判所は、日本原子力発電株式会社（以下原電）に対し、東海第二原発の差し止めを命じる判決を言い渡しました。福島第一原発事故後、民事訴訟ないし仮処分において運転差し止めを認めた事例や行政訴訟で設置許可処分を無効とした事例は6例ありますが、避難計画の不備という問題を真正面から取り上げて原発の運転差し止めを命じた事例は初めてであり画期的判決です。

東海第二は事故時に住民は避難できない

水戸地裁は、重大事故時における避難等の被害緩和策が原子炉施設の安全にとって不可欠だとして、東海第二原発では、それが達成できるのかどうかを検討しました。東海第二原発の重大事故の際に、原発から30km圏内の住民92万人余が無秩序に避難した場合、住民が短時間で避難するのが困難であると認めました。30km圏内の自治体において、実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているとは言えないことから、水戸地裁は深層防護の第5の防護レベルに欠けるところがあると判断しました。本判決は国際原子力機関（IAEA）が第1から第5までの防護レベルによる深層防護の考え方を採用していることに照らして、国際基準に従って原発の運転差し止めを認めた判決だと言えます。

東海第二は水蒸気爆発の可能性が高い

原電は控訴し、控訴審ではさらに重要な問題が明らかになりました。その一つが、控訴審第6回公判で示された、一審の水戸地裁判決が争点から外した「水蒸気爆発の脅威」に対する規制や対策の必要性です。原告の弁護団は、福島第一原発事故で、起きないと言われていた水素爆発により大惨事となったことに触れ、「同様に原発のシビアアクシデントとして大規模な爆発になりうるのが水蒸気爆発だ」と指摘し、東海第二原発は構造上格納

容器内の水蒸気爆発の可能性が高いことを明らかにしました。しかし日本原電も原審判決も、各種実験を根拠として水蒸気爆発の可能性は極めて低いとして、現状の水蒸気爆発対策は不合理ではないとしています。弁護団は国内外で各種実験が実施されているのは、水蒸気爆発の発生を前提として発生したときの影響が大きいためであり、水蒸気爆発に関して「知見は確立していないからこそ、規制や対策の必要性を新たに判断すべきだ」と強調しました。

地震観測データを開示できない原電

控訴審第8回公判で示されたのは、浜岡原発でも明らかになった基準地震動の問題です。基準地震動の重要な要素に、敷地地盤の揺れが大きくなる「サイト増幅特性」があります。一審で原告側は、唯一公開されている東北地方太平洋沖地震の敷地観測データの解析による「5～10倍」の増幅率を採用したところ、被告原電側は「1～3倍」の増幅率を採用し、原電作成の「地盤モデル」に基づくと説明していました。ところがこの「地盤モデル」に疑いが生じると、原電は「地盤モデルを使っていない」と言い出しました。それを検証するために、敷地地震観測データを全て開示するよう求めたところ、原電はかたくなに拒否しています。原電は敷地地震観測データを開示すべきであり、できないなら原電がとってきた「地震モデル」の誤りを認めるべきです。以上により原電は東海第二を再稼働する力はないと判断し再稼働を断念するよう求めます。



防潮堤の施工不良を修復できない東海第二原発

美浜原発3号機の蒸気噴出事故は重大事故を起こす警告！

2026年5月8日午前4時過ぎ、関西電力美浜原発3号機の中央制御室に、警報が鳴り響きました。運転員が監視カメラを確認すると、高圧タービン周辺から白い蒸気が噴き上がっており、午前4時24分、原子炉は手動で停止されました。

50年運転がもたらした劣化の現実

1976年に運転を開始した美浜3号機は、今年12月で稼働50年を迎えます。今回トラブルが起きた高圧タービンの主要構造部は、運転開始以来使われ続けてきました。定期検査で「異常なし」とされても、目視ではミクロの亀裂や金属疲労の蓄積は発見できず、設備の健全性を完全に保証することは困難です。

直近の定期検査は2025年3月から6月にかけて実施されたばかり。次回検査は13ヶ月後の2026年7月頃を予定しており、今回の蒸気漏れはその約2ヶ月前というタイミングで発生しました。昨年定期検査を終えていながら、次のタービン点検までもたなかったという事実は、老朽原発の劣化が通常の点検サイクルを追い越していることを示しています。40年・50年と経た原発では、数年に一度の点検サイクルで安全を確保できるのか、改めて厳密な検証が求められています。

相次ぐ設備トラブルが示すもの

美浜3号機の直近の履歴を見れば、事態の深刻さがわかります。半年前の2024年10月、この原発は海水配管の「減肉」（管が薄くなること）が見つかったとして手動停止しています。昨年は「配管」、今年は「タービン」と異なる部位から次々とトラブルがでる状況は、局所的な不具合ではなく、プラント全体が老朽化している可能性を示しています。

そこで忘れてならないのは、2004年8月、美浜3号機で二次系配管が破断し、高温蒸気が噴出し、作業員5名が死亡、6名が重傷を負った事故です。あの惨事の直接原因もまた、

「配管の減肉」でした。背景には「定期検査の工期短縮」と「設備修繕費の削減」がありました。この10年近くの間、100万kWhあたりの修繕費が半分に削減され、破断した箇所は、25年間にわたって点検されていませんでした。その後、点検制度の見直しは行われたものの、老朽化の進行に対して十分な対策となっているのかが問われています。

老朽化が機器全体に及んでいる現実

原発の設計寿命は、本来40年とされていました。それを60年、さらにはそれ以上に延長することは、設計当初に十分想定されていませんでした。特に恐ろしいのは、「交換できない箇所」に劣化がある事実です。コンクリート構造物、埋設配管、原子炉圧力容器、これらは事実上、取り替えが不可能な基幹部品です。原子炉圧力容器では、長年の中性子照射による脆化が高経年化対策上の重要課題とされてきました。老朽化が進む設備では、定期検査や保全を重ねても、劣化の進行を完全に把握することは困難です。

経済性の優先が、安全をむしばむ

特に関電の原発は全体的に古く、減価償却の済んだ原発では、稼働率を高めるほど発電単価を低く抑えられる構造があります。可能な限り運転継続した方が利益になるのです。

2004年の事故も、そうしたコスト削減の圧力のもとで起きました。（4頁に続く）



蒸気噴出事故を起こした美浜原発3号機